

Topics | トピックス

◆ 障害認定基準が一部改正に

平成29年9月1日から国民年金・厚生年金保険の障害認定基準の一部が改正されている。これは複数の障害がある場合の差引認定（現在の加重障害の状態から以前の障害状態を差し引いて認定する方法）において、一部の事例において差引認定後に支給される障害認定の等級が、現在の障害の状態に相当する等級よりも低くなることが判明したため、これを是正し差引認定後に見込まれる支給年金の等級が、現在の障害の状態に相当する等級と同じになるように改正が行われたもの。「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」に明記し9月1日より適用されている。（図1）

この改正による診断書の様式の変更はない。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前																	
第3 障害認定に当たっての基準 第2章 併合等認定基準 第1節/基本的事項 2つ以上の障害がある場合の障害の程度の認定は、次による。 1 併合（加重）認定（略） 2 総合認定（略） 3 差引認定 (1) 障害認定の対象とならない障害（以下「前発障害」という。）と同一部位に新たな障害（以下「後発障害」という。）が加わった場合は、現在の障害の程度（複数の障害が混在している状態）から前発障害の障害の程度を差し引いて、 <u>後発障害の障害の程度を認定する。</u> (2) 及び (3)（略） 第2節/併合（加重）認定（略） 第3節/総合認定（略） 第4節/差引認定 1 から 3（略） [認定例1]（略） [認定例2] <u>先天性の脳性麻痺により、両下肢に機能障害がある者が、厚生年金保険に加入後、事故が原因の脊髄損傷により両下肢の機能を完全に廃した場合</u> <u>併合判定参考表によれば、次のとおりである。</u>		第3 障害認定に当たっての基準 第2章 併合等認定基準 第1節/基本的事項 2つ以上の障害がある場合の障害の程度の認定は、次による。 1 併合（加重）認定（略） 2 総合認定（略） 3 差引認定 (1) 障害認定の対象とならない障害（以下「前発障害」という。）と同一部位に新たな障害（以下「後発障害」という。）が加わった場合は、現在の障害の程度から前発障害の障害の程度を差し引いて認定する。 (2) 及び (3)（略） 第2節/併合（加重）認定（略） 第3節/総合認定（略） 第4節/差引認定 1 から 3（略） [認定例]（略）																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>障害の状態</th> <th>併合判定参考表</th> <th>活動能力減退率 前発障害差引 活動能力減退率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現在の障害</td> <td>両下肢の用を全く廃したもの</td> <td>1号-6</td> <td>134%</td> </tr> <tr> <td>前発障害</td> <td>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</td> <td>4号-7</td> <td>63%</td> </tr> <tr> <td>後発障害</td> <td>両下肢の用を全く廃したもの</td> <td>1号-6</td> <td>134%</td> </tr> </tbody> </table>		障害の状態	併合判定参考表	活動能力減退率 前発障害差引 活動能力減退率	現在の障害	両下肢の用を全く廃したもの	1号-6	134%	前発障害	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの	4号-7	63%	後発障害	両下肢の用を全く廃したもの	1号-6	134%		
	障害の状態	併合判定参考表	活動能力減退率 前発障害差引 活動能力減退率																
現在の障害	両下肢の用を全く廃したもの	1号-6	134%																
前発障害	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの	4号-7	63%																
後発障害	両下肢の用を全く廃したもの	1号-6	134%																
<p>1により差引認定すると、差引残存率は134%－63%＝71%となり、差引結果認定表により認定すれば、後発障害は2級となるが、後発障害の障害の状態は、前発障害の影響を受けることなく生じたものであると判断でき、その状態が併合判定参考表の1号－6に明示されていることから、その活動能力減退率（134%）は差引残存率より大であるため、後発障害の活動能力減退率により国年令別表の1級と認定する。</p>																			

◆ 振替加算、10万人に支給漏れ

配偶者の老齢基礎年金に加算される振替加算に支給漏れが生じていたことが判明し、平成29年9月13日に厚生労働省の社会保障審議会で報告された。日本年金機構が、振替加算が導入された平成3年以降について総点検を行った結果、支給漏れがあったのは105,963人で総額約598億円（1人平均約56万円）であった。このうち約96%にあたる101,324人について、夫婦のいずれかが共済年金受給者であったことがわかった。このことから、支給漏れの原因は被用者年金の一元化の過程で支給対象者の情報が十分に共有されていなかったことではないかと推測されている。

支給漏れがあった受給者うち、平成29年11月上旬に「年金振込通知書」に遡及額を記載して送付することとしているが、障害基礎年金等の他の年金の受給権があった場合など受給者本人に対して更に確認が必要な場合は、別途通知が行われる。受給者がすでに死亡している場合は、未支給年金として遺族に対して通知する。なお、日本年金機構では、振替加算専用ダイヤル(0120-511-612)を設けて相談を受け付けている。また、この件で日本年金機構の職員を装い、受給者の年金受給金額や預貯金口座番号などの個人情報聞き出そうとする不審電話等への注意を呼び掛けている。

日本年金機構は役員では水島藤一郎理事長等に注意、諸君では安部隆審議役等に訓告の制裁を行った。

◆ 平成29年7月末現在国民年金保険料の納付率は現年度分で59.8%

厚生労働省は平成29年9月29日、平成29年7月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【平成27年度分（過年度2年目）の納付率】

平成27年度末からプラス7.7ポイントの71.1%であった。これは平成27年4月～平成28年3月分の保険料のうち、平成29年7月末までに納付された月数の割合である。平成29年度末時点の目標は、平成27年度末からプラス7.0ポイントであったため、目標値に達している。

【平成28年度分（過年度1年目）の納付率】

平成28年度末からプラス2.3ポイントの67.4%であった。これは平成28年4月～平成29年3月分の保険料のうち、平成29年7月末までに納付された月数の割合である。平成29年度末時点の目標は、平成28年度末からプラス4.0ポイントであったため、目標値には達成していない。

【平成29年7月分（現年度分）の納付率】

対前年同期比プラス1.9ポイントの59.8%であった。平成29年度末時点の目標は、前年度実績からプラス1.0ポイントであった。

なお、平成29年4月～平成29年7月分の強制徴収の実施状況は、最終催告状送付が14,897件（前年同期比792件増）、督促状送付が6,393件（前年同期比787件減）、財産差押が3,212件（前年同期比1,379件減）であった。